

## 1. 改正の趣旨

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)が令和 8 年 4 月 3 日に閣議決定され、第 221 回特別国会に提出されたところである。改正法案が国会審議を経て成立した場合には、改正法案附則第 1 条第 2 号に基づき、第 3 条第 6 号の改正規定及び附則第 3 条の規定は、公布の日から起算して 20 日を経過した日に施行されることとなるため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「規則」という。)について所要の改正を行うものである。

## 2. 改正の内容

### (1) 特定活動に該当する行為について(規則第 4 条関係)

- 南極地域の環境の保護に関する法律(平成 9 年法律第 61 号。以下「法」という。)は、事前に環境大臣の確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の活動はしてはならないこととした上で(法第 5 条第 1 項)、法第 3 条第 6 号各号に掲げる南極地域活動を「特定活動」とし、「特定活動」については、環境大臣による事前の確認の対象外としている。
- 今般、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加するため、改正法案においては、法第 3 条第 6 号ロ及びハを改正し、事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の対象の見直しを行うこととしている。
- 改正法案による改正後の法第 3 条第 6 号ロは、単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶又は航空機の航行又は飛行(南極特別保護地区への立入りを除く。)を特定活動として定めるとともに、これらに付随する行為として特定活動に該当する行為について、その詳細を環境省令に委任していることから、これに対応する規則第 4 条第 1 号及び第 2 号を改正し、規定の適正化を図ることとする。

### (2) 経過措置期間中に実施した南極地域活動に係る報告について(規則附則第 2 条及び様式第附二関係)

- 改正法案附則第 3 条は、改正法案の公布の日から起算して 20 日を経過した日に現に改正前の法第 3 条第 6 号に掲げる特定活動のうち同号ロ又はハに該当する南極地域活動をしている者が最初に南極地域から出るまでの間にする当該南極地域活動について、一定の適用除外を設けるとともに、当該南極地域活動が終了した後、遅滞なく、環境大臣に対し、当該南極地域活動として実施した内容その他環境省令で定める事項を報告することとしている。
- これを踏まえ、改正法案附則第 3 条第 2 項に基づいてする環境大臣への報告事項を規則において定めるとともに、当該報告に際し用いる報告書の様式を追加する。

## 3. 施行期日

改正法案の公布の日から起算して 20 日を経過した日

以 上